（附属品再検査の期間） **第十八条**　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に附属品再検査を受けることが困難である場合は、それぞれ当該認可に係る期間又は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。	（附属品再検査の期間） **第十八条**　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間をもって法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間とすることができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。